

三郷市ボランティア活動等災害補償



三 郷 市

ボランティア災害補償とは

本市では、社会福祉活動や青少年育成活動、地域社会活動などで行われる、市民の皆さま方の善意によるボランティア活動が、地域のコミュニティづくりに大きな役割を果たしています。

「三郷市ボランティア活動等災害補償」は、このようなボランティア活動中に発生した不測の事故に対し市が補償を行うことにより、市民のボランティア活動の健全な育成発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

この補償は、市が保険会社と契約して保険料を負担するもので、市民の皆さまの費用負担はありません。

1 対象となるボランティア活動

市内に活動の拠点を置く市民団体等（市民の自発的かつ自主的に構成されたボランティア活動を行う団体及びその指導者又はボランティア活動等に責任を負う者）が、報酬（実費弁償を除く。）を受けずに行う社会教育活動、青少年育成活動、社会奉仕活動、社会福祉活動及び地域社会活動等であって、本来の職場を離れて行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある直接的活動をいいます。

2 活動の具体例

● 社会教育活動

各種スポーツ大会・文化活動（各種学習・講座・講演会・講習会・研修会等）

● 青少年育成活動

子ども会、地域の青少年団体等の指導者育成活動、非行防止パトロール等

● 社会福祉活動・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動、在宅老人・身体障害者等のホームヘルプ、手話通訳等

● 地域社会活動

町会、自治会等の活動、防犯、防災、清掃、資源回収、害虫防除・駆除の環境衛生活動、募金活動、PTA活動

3 補償の内容

① 損害賠償責任事故

市民団体等、指導者、社会奉仕活動及び社会福祉活動の参加者が、ボランティア活動中に過失により当該活動の参加者又は第三者の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故。
(免責金額は、1事故につき1万円とする。)

区 分	てん補限度額
身 体 賠 償 (対人)	1 名 6,000万円 1 事故 2億円 (生産物事故においては 保険期間中 2億円)
財 物 賠 償 (対物)	1 事故 100万円 (生産物事故においては 保険期間中 100万円)
保管物 賠償	1 事故 100万円 (保険期間中限度額1,000万円)

② 傷害事故

市民団体の指導者、ボランティア活動等の遂行に責任を負う者及び参加者が、ボランティア活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷し、又は死亡した事故。

区 分	補償金額
死亡 補償金	1 名 300万円
後遺障害 補償金	1 名 9万円～ 300万円
入院 補償金	1 名 1 日 3,000円
手術 補償金	手術の種類に応じて、入院補償 日額の10倍、20倍又は40倍の額
通院 補償金	1 名 1 日 2,000円

※参加者とは、ボランティア活動に対し事前に参加の申込みを済ませている者又はボランティア活動を実施するために必要不可欠な者をいう。
ただし、単なる観覧者や聴講者、応援者等を除く。
※入院補償金及び通院補償金は、事故の日から起算して7日経過後も負傷の状態が続いているときに限る。

4 対象とならない活動

保険会社との契約に係る保険約款及び各種特約等において、補償の対象とされていない主なものは次の活動です。

- ① 政治、宗教又は営利を目的とする活動。
- ② 自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動。
- ③ 職場や学校行事として行う活動。
- ④ 危険度の高い活動。(山岳登はん等)
- ⑤ 脳疾患・疾病・心神喪失、むちうち症や腰痛で、医学的他覚症状のない場合。
- ⑥ スポーツ大会などへの参加者の事故(指導者等は除く)

5 登録の申し込み

三郷市ボランティア活動等災害補償の適用を受けようとする市民団体等は、市民活動支援課までお申し込みください。

ただし、規則、要綱、その他別に定めるところにより、すでに市に届け出ている団体等については、申し込む必要はありません。

6 事故報告

万一、事故が発生したときは、速やか（7日以内）に市役所の団体等を所管する課か、所管する課がない場合は、市民活動支援課まで、次のことをご連絡ください。

報告が遅れた場合は、補償が受けられない場合があります。

- ① 事故発生日時
- ② 事故発生の場所
- ③ 行事・活動名
- ④ 事故の状況
- ⑤ 被害者(受傷者)の住所・氏名・年齢・電話番号・保護者氏名(未成年者の場合)
- ⑥ 被害(受傷)の程度・部位
- ⑦ 治療先(病院名等)
- ⑧ 加害者の住所・氏名・年齢・電話番号・保護者氏名(未成年者の場合)
- ⑨ 財物の名称、所有者の住所・氏名
- ⑩ その他必要事項

～事故をおこさないための10ヶ条～

- ① 事故防止に関する注意を全員に徹底したか。
- ② プログラムに無理はないか。
- ③ 活動の場所やコースの安全確認はしたか。
- ④ 使用道具などの点検はしたか。
- ⑤ 監督者、指導者は十分な人数を確保しているか。
- ⑥ 責任の所在と分担は明確化されているか。
- ⑦ 緊急時の体制はできているか。
- ⑧ 参加者の健康状態は大丈夫か。
- ⑨ 活動に合った服装をしているか。
- ⑩ 参加者名簿と参加者のチェックはしたか。

詳しくは、下記のところまでお問い合わせください。

三郷市役所 市民経済部 市民活動支援課

電話：048（930）7714

FAX：048（953）7775